

< 経済産業省 中小企業庁 >

事業復活支援金について

本稿では、1月31日より申請が始まった「事業復活支援金」の概要についてご紹介いたします。必要書類、申請方法他、詳細については、事業復活支援金事務局のホームページ(右記QRコード)をご覧ください。



事業復活支援金事務局HP

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

下記の①と②を満たす **中小法人・個人事業者** が給付対象となり得る

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除く。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加える(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給

給付額 基準期間^{※(1)}の売上高－対象月の売上高×5ヵ月分

※(1)2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間)

給付上限額

| 売上高減少率 | 個人 | 法人 | | |
|-------------|------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| | | 年間売上高 ^{※(2)} 1億円以下 | 年間売上高 ^{※(2)} 1億円超～5億円以下 | 年間売上高 ^{※(2)} 5億円超 |
| ▲50%以上 | 50万円 | 100万円 | 150万円 | 250万円 |
| ▲30%以上50%未満 | 30万円 | 60万円 | 90万円 | 150万円 |

※(2)基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる場合は申請が簡単に

- ・一時支援金または月次支援金を受給した事業者
(事前確認不要、提出書類が少ない、過去の申請情報を活用可能)
- ・登録確認機関と「継続支援関係」に当たる事業者
(事前確認を簡略化、提出書類が少ない)

相談窓口

:0120-789-140

(IP電話専用回線:03-6834-7593)

受付時間 8:30～19:00(土日祝日含む)